

## 3 保育中の事故への取り組み

### 1 保育中の事故報告

園において、子どもの健康や安全の確保は、子どもの生命保持と健やかな生活の基本であるため、子どもの事故はあってはならないことなのですが、残念ながら全国の保育施設で保育中の事故が発生しています。そこで、保育施設における事故の実態を把握するため平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設などのすべての事業者は、重大事故が発生した際に所管の市町村、都道府県に報告することになりました。

重大事故とは死亡事故や治療に30日以上要する負傷や疾病をさします。事故の第1報は事故発生当日または遅くとも翌日、第2報は事故発生から1か月以内に「発生時の様子」、「発生状況」、「発生後の対応」などについて報告し、事故の発生要因分析や検証結果はでき次第報告することとなっています。

そして、実際に発生してしまった事故を分析して共有し、事故の発生、再発防止策を考えるために、平成28年より内閣府子ども・子育て本部より「教育・保育施設等における事故報告集計」が公表され、内閣府のホームページから閲覧することができるようになりました。

### 2 保育中の事故防止の取り組み

内閣府、文部科学省、厚生労働省により設置された検討会では、平成28年3月に各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるように「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を作成しました。

このガイドラインには、安全な教育・保育環境を確保するための配慮点や、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中や玩具の誤飲、食物アレルギーなど重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項、事故が発生した場合の具体的な対応方法等などが記載されています。

#### ① 睡眠中

- ・ やわらかい布団を使用しない。
- ・ むいぐるみやヒモ、ヒモ状のもの等をベッド周辺に置かない。

- ・ミルクや食べ物など口の中に異物や嘔吐物がないか確認する。
- ・定期的に子どもの呼吸・体位，睡眠状態を点検する。
- ・医学的な理由などでうつぶせ寝をすすめられている場合以外は，仰向けに寝かせる。

などが睡眠中の窒息のリスク除去の方法としてあげられています。

## ② プール活動・水遊び中

- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。
- ・保育者の役割分担を明確にして，監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。
- ・定期的に視線を動かしながら監視し，動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。

などがプール活動・水遊び中のリスク除去の方法としてあげられています。

監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行い，また，十分な監視体制の確保ができない時はプール活動を中止することも重要です。

## ③ 食事中や玩具の誤飲・誤嚥

- ・子どものタイミングや口にあった量でゆっくり落ち着いて食べることができるように与える。
- ・食べ物が口の中に残っていないか，飲み込んだことを確認する。
- ・汁物などの水分を適切に与える。
- ・食事の提供中に驚かせない。
- ・食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・正しく座っているか注意する。
- ・窒息の可能性のある大きさ，形状の玩具や物を保育室内に置かない。

などが誤飲や誤嚥のリスク除去の方法としてあげられています。

子どもの年齢月齢によらず，普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識し，食事の介助および観察をすることが重要です。また，子どもの咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況，喫食状況の情報を共有し，保護者に当日の子どもの体調等について聞いておくことも大切です。